

16世紀フランスの地方都市エリート：リヨンの都市 参事会と政治秩序

小山 啓子
九州大学：助手：近世フランス史

<https://doi.org/10.15017/3704>

出版情報：史淵. 142, pp.41-75, 2005-03-10. 九州大学大学院人文科学研究院
バージョン：
権利関係：



KYUSHU UNIVERSITY

16世紀フランスの地方都市エリート ——リヨンの都市参事会と政治秩序——

小山啓子

はじめに

近年、フランス中・近世都市史研究は顕著な進展を遂げている。それらの成果を概観すると、大きく4つのテーマに分けて整理できるであろう。第1には人口動態と経済変動の連動性を問うもの、第2にはギルドやコンフレリー、または街区・教区の地縁的絆など社会的結合に関する領域、第3には都市ネットワークや広域権力との関係、そして第4には都市政府を構成するエリート集団のプロソポグラフィ研究である⁽¹⁾。この中でもとりわけ第3、4の問題に関して、近代国家の生成をめぐる一連の研究集会では、都市の中に近代国家の形成を導くメカニズムがあったことが共通の理解となっており、それを促進した都市エリートの役割が重要な論点を開示した⁽²⁾。つまり都市エリートは、中世後期以降政治的・経済的影響力を増大させ、地方と中央、都市と国家をつなぐ媒介者となり、地域政治ひいては国制の担い手となっていたのである⁽³⁾。R.デシモンを中心とするここ20年の研究では、名望家や寡頭支配者が都市において富、知、権力を独占していく過程、家系の地位上昇戦略、君侯に対する奉仕から国家行政に対する奉仕への漸次の移行といった問題をより精密に議論するようになった⁽⁴⁾。

しかしながら近世都市史研究の主眼が、多くの場合17・18世紀に置かれてきたのは周知の通りである。18世紀リヨンの都市構造の転換を析出したM.ガルデンや、カンを対象としたJ.-C.ペローは、フランス革命期までを射程として、「アンシアン・レジーム都市」からどのようにして「近代都市」が生まれたのかと

いう点に注目していた⁽⁵⁾。この場合、「アンシアン・レジーム都市」が対象とするのは17世紀中葉以降の都市のことであり、16世紀はその前提として遡るに過ぎなかった。こうした中で、中世都市とアンシアン・レジーム期の都市の間に発展したフランス独自の都市モデルとして「良き都市」*bonnes villes* を論じたのが B. シュヴァリエである⁽⁶⁾。彼に触発された研究は、それまで対象となることが少なかった「移行期の」都市社会を照射したが、この「良き都市」論はその最盛期とも言える百年戦争期を対象とするものが中心となつた⁽⁷⁾。シュヴァリエによれば、16世紀は王権と「良き都市」の「心からの協調」*entente cordiale*⁽⁸⁾に始まり、このシステムがやがて終焉へと向かう時期であるとされる。この「良き都市」の終焉をめぐっては、外部からの圧力を強調する説⁽⁹⁾に対し、内部からの崩壊⁽¹⁰⁾が主張されるようになったが、しかしながら元来王権との互恵的関係で発展していた「良き都市」の本質を考えるならば、内と外とを峻別して考察するのは適切ではないと言えよう。

そこで本稿では、王国第 2 の都市リヨンを事例に、「良き都市」の変容が実際の地域社会の中でどのように生じていたのか、内外両側面からの要因を検討することにしたい。まず第 1 の論点として、16世紀に入ってからの都市・王権関係を特徴づけたのは、都市に対する財政援助要求のそれまでに例を見ない増加であるが、これに対して都市エリートはどう対応していったのであろうか。具体的な分析としては、畜肉税導入をめぐる暴動、それを受けた名士会議の審議、そして紛争解決方法を取り上げることにする。シュヴァリエは、都市エリートが王権と関心を共有するようになり、都市の利害を顧みなくなっていく事態を「ブルジョワの裏切り」と表現した⁽¹¹⁾。16世紀後半、都市上層部の構成員に何らかの変化が見られたとするなら、そこにはいかなる原因があり、その結果どのような社会的変容がもたらされたのであろうか。この問題を第 2 の論点とする。エリート層を代表するものとして市参事会員を取り上げ、市参事会員就任者に見られた変化を検討する。

本論の基礎とした史料は、リヨン市参事会審議録 *délibérations consulaires de Lyon* である。リヨン市文書館のセリー BB には、1416年以降360ルジストル

registres の市参事会審議録が収められており、1つのルジストルが平均300 フォリオ以上ある膨大な史料である⁽¹²⁾。審議録の書式は、冒頭に日付、審議が行われた場所、参加者の氏名、そして審議内容が記載されている。審議内容は、市債発行、徴税、穀物供給、小麦価格の設定、市壁の修復、市参事会が運営する大施物会 Aumône générale やトリニテ学寮 Collège de la Trinité に関する事項、国王や高官の来訪に際しての接待準備など、多岐に亘る。さらに名士会議や住民総会、選挙評議会 syndicat 記録、国務会議裁決や開封勅書、王令等の筆写も含まれている。他方、市参事会員就任者の家系や人脈については、ローヌ県文書館のフレコン文書を利用した。これは19世紀のリヨンの弁護士フェルディナン・フレコン Ferdinand Frécon による赤ファイルと青ファイルからなる手稿であり、赤ファイルの中に市参事会員を輩出した家系の系図と出典となる公証人文書が示されており、信頼に足る史料とされている⁽¹³⁾。

以上のような問題関心と分析対象を設定した上で、本稿では第1章で16世紀前半のリヨンの社会・政治状況と都市制度を確認し、次いで第2章では王権の財政的圧力により都市内に紛争が生じ、それが地域政治のあり方に影響を及ぼしていく点を明らかにする。この政治的解決の方法は、新たな都市エリート集団を分化していく契機となった。そこで最後に第3章において、16世紀後半の市参事会員の変化を分析し、その特徴について詳細な検討を加えたい。

第1章 錯綜する都市内諸権力

第1節 16世紀リヨンのダイナミズム

リヨンの独自性は、次の3点に集約される。第1に、リヨンは王国東南部地方の一大首邑であるにもかかわらず高等法院がなく、他の最高諸法院も設置されていない⁽¹⁴⁾。第2に、大学も不在である。これは、都市に高等法院がないことと併せて司法界への志願者をリヨンから遠ざける傾向を生んだ。そのかわり第3に、大市の都市であることを挙げることができる。1464年、ルイ11世はリヨンに年4回の大市開催権を与え、この大市特権の授受を契機として、リヨンは著しい発展の時期を迎えた⁽¹⁵⁾。リヨン大市では、大市の開催期間中、都市に

出入りする物品はすべて免税となり、これは当時画期的な特権であった⁽¹⁶⁾。こうしてリヨンは、オランダ、南ドイツ、スペイン、そしてとりわけイタリアからの商人や金融業者を引き寄せ、都市人口の3分の2が市壁外出身者であるという国際的要素が都市を彩ることになる⁽¹⁷⁾。

そこで世紀前半のリヨンは、発展と同時に人口が増大した。1542年のある市参事会員はこの様子について、「同職組合の人数も、それから人々が建てた家、また今建てつつある家を見ても、かつての人口の半分の増加などというものではなく、5分の4の増加である」⁽¹⁸⁾と述べている。国王弁護士マチウ・ドゥ・ヴォゼル Matthieu de Vauzelles は、リヨンが「10万人から12万人以上」の人口を有したといい、上座裁判所評定官クロード・ドゥ・リュビ Claude de Rubys は自著の中に同世紀末の都市人口を9万人と記した⁽¹⁹⁾。人口動態に関する基礎史料は欠落しているものの、R.ガスコンは民兵登録簿 *Établies*、都市タイユ担税表 *Nommées*、徵収簿 *Chartreaux* を用いて精緻な分析を行い、16世紀中葉のリヨンの人口を6万から6万5千人、1504-15年に12%、1515-45年には42%の増加が生じたと見積もった⁽²⁰⁾。

急な流入人口の増大は、必然的に都市空間の拡張を促す。ソーヌ河とローヌ河の合流地点に栄えたりヨンの市壁建設は、北と西に勾配の急な丘を控えて地理的に難しい条件下にあったが、中世以来、宗教的・政治的に発展したソーヌ右岸では、南のサン・ジョルジュ Saint Georges 教会から西に広がる司教座聖堂参事会教会サン・ジュスト Saint Just の丘を囲み、北のブルヌフ Bourgneuf 門を都市の入り口としていた。ソーヌ左岸の半島側は、クロワニルス Croix-Rousse の丘陵が始まる手前、テロー広場 Place des Terreaux の北側に濠が掘られ、不完全ながらも敵の侵入を防ぐ役目を果たした。しかしながら大砲の発達やイタリア戦争によって、16世紀には大規模な市壁の増強を余儀なくされる。半島側ではテローによりさらに北に都市空間を拡大するため、1512年、クロワニルスの斜面に新しい市壁の建設が着工され(1636年まで続く)、ソーヌ右岸では1544年から66年にかけてブルヌフ門より北に位置するサン・ジャン大司教の要塞ピエール・シーズ Pierre Scize 城が都市の北門として再開発された⁽²¹⁾。ま

た、河沿いの道は通行量の増加により整備が必要となり、倒壊する家々から道幅を確保し、ローヌ河に架かる古い木造橋を石造橋に取り替えた（1560年に完成）⁽²²⁾。16世紀前半のリヨンは、このようにまさに公共工事の建築ラッシュを迎えていたのである。

シュヴァリエは「良き都市」の市壁について、次のように述べた。「良き都市はその市壁によって識別される。それは市壁によって都市の範囲が確定され、都市が潜在的に持っている力が表され、都市の価値を象徴したからである」⁽²³⁾。しかしながら、このような市壁建設のイニシアチヴが、都市民の側にのみあつたと想定するのは誤りである。王権が都市特権の象徴とも言えるこの市壁を撤廃しようと試みたのはアンリ4世以降のこと⁽²⁴⁾、16世紀までの国王は市壁強化のむしろ積極的な推進者であり後見人であった。まず王権は、都市の収入の一部を防備化 fortifications に充てること、そして防備化のための資金源として市参事会に間接税 aide の徵税権を与えていた。1533年9月にフランソワ1世はリヨン市参事会に書簡を送り、フランシュ・コンテのドイツ人傭兵隊がリヨンの襲撃を企んでいると注意を喚起し、濠を作り、土を運び、市壁を増築するために1,500人の歩兵を動員させている。また国王はその月末に自ら市壁の視察に訪れ、市壁の上部に砲台を作り、武器を設置すること、そのために2,000人を雇うことを命じた⁽²⁵⁾。さらに11月2日の開封勅書では、国王は「パリのジャン」Jean de Paris と呼ばれた名高い建築家ジャン・ペレアル Jean Perreal を「リヨネ、フォレ、ボージョレ、ドンブ地方の都市の防備化と市壁の修復のための監察官兼長官」に任命している⁽²⁶⁾。都市の防備化は都市側の事業であつただけではなく、王権の奨励、監察のもとで行われていた。

そして人口の増加と空間構造の変容は、おのずと新たな秩序を生み出していくことになる。ガスコンは16世紀のリヨンを、大商人や金融業者に代表される都市貴族層と、細民 menu peuple と総称される徒弟や奉公人、日雇い労働者などの貧民層との著しい格差の中で生成した新しい社会であったとした⁽²⁷⁾。こうした中で、1530年代に都市における慈善活動や教育活動がこれまでにない規模で活発化した。市参事会は施療院 Hôtel Dieu の運営を引き受け、1534年には

「大施物会」Aumône générale を恒常的な組織として軌道に乗せた⁽²⁸⁾。また大学がなかったリヨンでは、地元でエリートを養成することが希求され、市参事会の主導でトリニテ学寮が創設されている⁽²⁹⁾。人口増大に伴って膨張した貧者や都市の安寧を脅かす存在に目が向けられ、社会の改善を目指そうとする積極的な動きが市参事会を中心として進められたのである。しかしながらこのような大規模な公共事業は、財政運営上、王権による諸特権の認可がなければ到底行い得ず、都市の発展の背景には王権との良好な関係があったと言えよう。

第2節 都市制度と都市参事会

リヨンがフランス王権に併合されたのは1307年であり、以後「良き都市」として発展の途につく。リヨンの市参事会と住民、そしてその子孫に対する諸特権が正式に勅許状 *Charte* で定められたのは、1495年のシャルル8世の王令 *Edit* によってである⁽³⁰⁾。この勅許状によると、「良き都市」リヨンに認められた諸特権は、まず王権に対するリヨンの臣下の「確固とした、忠実で、完全なる服従」*la ferme, loyale, et entiere obeissance* を前提とする⁽³¹⁾。その上でリヨンの市民自治機関を代表する市参事会の存在が認められ、12名の市参事会員 *Conseillers eschevins*⁽³²⁾は、名士により構成される都市共同体 *Corps commun de la ville* の中から選出され、選出されればそれを拒否することはできない⁽³³⁾。リヨンには帶剣貴族が存在しないので、選出の基準は財産か名声におかれる。市参事会員はリヨンに居住していなければならず、また少なくとも500リーヴル以上の不動産を所有していなければならない⁽³⁴⁾。市参事会員就任者に充てられた物的報酬は、2年間で20リーヴルの報酬と公的儀礼の際に着用する礼服を与えられるのみという僅かなものであったが、金銭に関わりなく「公共善」のために奉仕することこそ名誉であると認識されていた。また就任者に対しては、本人とその末裔も含めて貴族の称号が与えられ⁽³⁵⁾、封と陪封、それに付随する領主権を獲得できた。

「あなた方、市参事会員殿はほぼ全員が商人です。[中略] 市参事会員であり得ることに期待できるのは、この都市で30人もいません」⁽³⁶⁾。1538年11月8日に

提示された、市政を嘆く聖職者の建白書は、当時の状況を端的に物語っている。市参事会員職は大市の発展によってもたらされた富を背景に、16世紀始めには「法曹共和国」*«la république des clercs»*⁽³⁷⁾から富裕商人層へと推移し、1520-39年には26の大商家系が220の市参事会員職のうち82を占め、1540-59年には17の家系が市参事会員職の半数以上を占めるという寡頭的支配がほぼ確立していた⁽³⁸⁾。

市参事会員の選挙方法は勅許状には示されておらず、14世紀以降幾多の変遷を経て形式が定着したものと思われるが、その変遷を追う準備は到底できていない。したがって、ここでは16世紀に既に確立されていた選挙方法を述べるに留める。市参事会選挙は、12月初旬に親方代表と「土地所有者」terriers⁽³⁹⁾で構成される選挙評議会の選出から開始する。リヨンでは、44の職能団体の中から投票を行う各2名の代表者が現職の市参事会員によって選ばれた⁽⁴⁰⁾。単純計算では計88名が選出されることになるが、実際には1名の代表者しか選ばれない職種もあり、評議会は60~70名程度であった。さらに、この評議会で「土地所有者」と呼ばれた者たちは旧市参事会員のことであり、選挙に先立って市参事会員候補者リストを作成したのはまさに彼らなのである。これは既に10名程度まで限定されたリストであり、この中から上位6名が新市参事会員として選出され、毎年市参事会員の半数ずつが更新された。したがって変則的ではあるものの、16世紀の市参事会選挙はほぼ互選的体制であったと言えよう。選挙の数日後、市参事会はサン・ニジエ教会に住民を集め、朝9時に大きな鐘の音をならして就任の告示をする。都市の第一人者——通常はセネシャル代理——が「莊厳な辞」と称される都市リヨンの栄光についての演説を行う。法曹が保管していた「選挙評議会証書」を観衆に提示し、開封し、新しい就任者の名前を高らかに読み上げる。参加者は拍手喝采によって新しい市参事会員の選出を承認し、この証書は市庁舎の「文書箱」archiveの中に収められるべく、人々の面前で評議会から市参事会に渡された。新しく選ばれた市参事会員は1月に前任の市参事会員によって招集され、「慣習となっている宣誓」を求められる。この宣誓によって彼らは正式の肩書きを持った市参事会員となり、2年間定期的に

会議に招集されることとなる⁽⁴¹⁾。

表1は、1520-60年の市参事会員職就任者を輩出した家系を整理したものである。この間レニヨーRegnault家は最多の10議席を確保しているが、これは1回の就任が2年任期であることを考慮すると、同じ家人間が20年間市参事会に留まったことを意味している。これらの家系はいずれもリヨンの資産家の頂点を占める富裕商人であり、その職種は5分の4が毛織物商人、絹織物商人、香辛料商人であった⁽⁴²⁾。ロッシュフォール Rochefort やフヌイル Fenouil といった15世紀には小さな毛織物商人であった家門は、16世紀にはスイス、ドイツ、イタリア、スペインに転売を行う大貿易商人へと成長していた。さらにラ・ポルト La Porte、セヌトン Senneton、ガビアーノ Gabiano のようなリヨンを代表する書籍商が加わるが、彼らは同時に毛織物や香辛料を取り扱い、金融業も営むという複数の商品を手がける貿易商人であった。この商業による豊かさと都市権力掌握の結びつきは、1545年の都市タイユ担税表をもとに作成した表2によってより明らかにされる。つまり、リヨン住民の中で最も高額の担税評価額が付けられた10の家のうち2つを除いてすべてが市参事会員職に就任してい

表1：1520-60年の市参事会就任者を輩出した家系

家名	選出回数	家名	選出回数
Regnault	10	Senneton*	6
Faure	9	Gimbre	5
Henry*	9	Guerrier	5
La Porte*	8	Camus*	4
Fenouil	8	Panse	4
Baronnat*	7	Sève*	4
Court	7	Paffy	4
Rochefort	7	Montconnys	4
Laurencin*	6	Bonin	4
Sala	6	Gabiano*	4

*: 1560年時点でプロテスタントであった家系

GASCON, *Grand commerce et la vie urbaine au XVI^e siècle. Lyon et ses marchands*, 2 vols., Paris, 1971, t. 1, p. 411.より作成

表2：市参事会員の資産

担税評価額（1545年のタイユ担税表より）	全担税者数	市参事会員数	担税者の中で市参事会員が占める割合
800リーヴルかそれ以上	10	8	80%
300-700リーヴル	88	35	39%
100-250リーヴル	271	28	8%

GASCON, *Grand commerce...op. cit.*, t. 1, p. 411.より作成

るのである。しかも、市参事会員を輩出していない2つとはチェントゥリオーニ Centurioni とロメリーニ Lomellini というジェノヴァから帰化したばかりの家系であった。担税評価額100リーヴル以下の家からは市参事会員は選ばれておらず、ガスコンによればこの100リーヴルという評価額は、手工業者の最も裕福な階層に相当するという⁽⁴³⁾。

市参事会を補佐する住民集会は、16世紀においては3形態に分化していた。
 ①名士会議 assemblées des notables は、市参事会員経験者約20名によって構成されており、住民集会の中では最も頻繁に開催され、総会の開催はここで決められる。次に、②「土地所有者」と同業組合長会議 assemblées des terriers et maîtres des métiers であるが、あまり頻繁には開かれていません。多くの場合、彼らは250名前後が招集される③総会 assemblées générales に参加した。住民集会の招集は「裁判所の同意により」、すなわち国王役人の同意によって行われなければならず、地方総督が臨席する場合もある。セネシャル代理が開催した住民集会の多くは、国王の援助金 subside 要求に対する対応を審議するときであった⁽⁴⁴⁾。通常、開催順序としては、まず①および②で問題が提案された後、③が招集されて討議が行われるという手続きが採られていたが、市参事会が最も好んで開催するのは①であり、しばしば対立関係に陥った手工業者を市政から遠ざけようとする傾向にあった⁽⁴⁵⁾。しかしながらこれら住民集会が、都市に居住する国王役人から手工業者親方までを集め、様々な都市問題を討議する場として機能していたことには疑いないであろう。

第3節 都市と王権

都市行政に関わった世俗機関を整理したのが表3である。制度的に、都市は王権と都市権力による二重の行政組織によって統括されている。リヨンにおける最高位の国王の代理人は地方総督とセネシャルであるが、これらは都市に常駐していないため、市政の様々な問題に直接関与する役目を担った最も上位の国王役人は、セネシャル代理 (*lieutenant du sénéchal*あるいは*juge mage*と称される) であった。この人物は多くの場合、国王総代官を兼職しており、リヨンを出自とする名士でありながら、王権の命令を代行する、王国行政と都市行政の要としての役割を果たした。

表3のうち、四角で囲んでいる都市守備隊長、収入役(都市タイユ税徵収人)、道路管理官——都市における軍事の長官と財務の長官——は、いずれも16世紀前半に任命権の帰属の変化により、都市守備隊長は国王役人から市政役人へ、収入役と道路管理官は市政役人から国王役人へと移行した役職である。市門を警備し、民兵を統率し、火縄銃部隊の長官である都市守備隊長は、1510年までリヨンのセネシャルすなわちマコンのバイイによって兼職されていたポストであった。リヨンの治安維持を司ったマコンのバイイは、リヨンに2人の代官、バイイ=セネシャルの代理と都市守備隊長代理 *lieutenant du capitaine* を設置し、実際にはこの代官たちが職務を遂行していた。しかしながら、1510年にマコンのバイイ、ジルベール・デュ・ゲ *Gilbert du Gué* の死後、国王は市参事会の度重なる要求に応え、市参事会の都市守備隊長任命権を認める⁽⁴⁶⁾。かくして市参事会により選ばれた最初の都市守備隊長、クロード・トマサン *Claude Thommasin* が誕生した⁽⁴⁷⁾。これは王権が市参事会の軍事的自律性を容認したと見なせるが、ただしこのポストは、トマサンが市参事会員と大市管理裁判役人つまり国王官職とを兼職する人物であったように、リヨンの商家系で市参事会員経験者が現職の市参事会員のうち、国王役人を兼職する者が選ばれていたのである。

逆に収入役に関しては、都市財政の効率的な管理を望む王権が、1543年5月のサン=ジェルマン=アン=レー *Saint-Germain-en-Laye* 王令 *édit*において、収

表3：16世紀リヨン市政府の構成

【市当局】		■は都市に常駐する国王役人 □は16世紀に任命権が移動した役職
【国王役人】		
市参事会 Consulat (12名の市参事会員)	地方総督 Gouverneur	セネシャル Sénéchal
	セネシャル代理 Lieutenant général en la Sénéchaussée	
	(国王総代官 Lieutenant général)	
	個別代理人 Lieutenants particuliers	
	民事刑事代理判事 Lieutenant au civil et au criminel	
	国王弁護士 Avocat du roi	
書記 Secrétaire	判事 Juges	
代訴人 Procureur	リヨン通常裁判書記 Greffiers de la cour ordinaire de Lyon	
布告役人 Mandeur	公証人および書記 Notaire et greffier de la cour ordinaire	
市庁舎管理人 Concierge de l'hôtel de ville	大市管理裁判役人 Conservateur des foires	
都市守備隊長 Capitaine de Lyon	港湾長官 Maître des ports	
都市守備隊長代理 Lieutenant du capitaine	財務官 Trésorier	
収入役 Receveur	エリュ Élus	
道路管理官 Voyer		
住民集会		
①名士会議 Assemblées des notables		
②「土地所有者」と同業組合長会議 Assemblées des terriers et maîtres des métiers		
③住民総会 Assemblées générales		

入役職を国王官職とすることを宣言する⁽⁴⁸⁾。かくして、ジャック・クロー Jacques Coulaud (1543-48年) がこの職を獲得して、その息子フランソワ François Coulaud (1548-72年)、そしてギヨ・ドゥ・マゾ Guyot de Masso (1572-96年) へと引き継がれる。官職となって最初の就任者ジャック・クローは、1527年に市庁舎管理人 concierge de l'hôtel de ville、28年には布告役人 mandeur に着任していた市政に馴染みの深い人物であった⁽⁴⁹⁾。

このように国王役人と市政役人の間には、任命権の移動と同時に、兼職がなされていった事実が見えてくる。この点については第3章で詳述するが、ここでは以下2つの家系、ロランサン Laurencin 家とヴォゼル Vauzelles 家の事例を挙げて、兼職に2つのパターンがあったことを示しておく。毛織物商と金融業で財を蓄積したロランサン家のクロード (1460-1532年) という人物は、1498年

から1513年の間4回にわたって市参事会員に選出され、1506年にはトゥールで開かれた全国三部会にリヨン代表として出席している。彼はシビル・ビュリウ Sibille Bullioud という名望家の娘と結婚するが、彼女は後に王妃アンヌ・ド・ブルターニュの部屋付き侍女となり、彼もまた王妃の財務官に昇進した。この結婚によって、彼はリヴリー Riverie、シャトリュス Châtelus、フォンタネー Fontanès といったリヨン近郊の領主領を獲得し、貴族の称号を得ている。さらに、彼は都市守備隊長ピエール・サラ Pierre Sala の義理の兄弟となっている。彼の息子クロード（父親と同名：1490-1568/70年）は、リヨンの旧家の娘マリー・ビュアチエ Marie Buatier と結婚し、1518年から63年の間6回市参事会員に選ばれた。義理の父親であるブノワ・ビュアチエ Benoît Buatier は、リヨンの絹織物入市税監督官であり、彼はビュアチエ家の伝統を引き継いで、収税官の職を獲得し、市参事会員と兼職する⁽⁵⁰⁾。リヨン富裕商人の投機先となった国王官職は、主に税務関係——エリュ、タイユ収税官 *receveur des tailles*、財務官 *trésorier* など——の相対的に低い地位の官職であった。リヨンの場合、16世紀前半において官職保有者は親族からの譲渡によるか、商人家系の長男以外の息子がなる場合が主流であり、重要官職は都市にあまり多くなかった。

他方、公証人の家系であるヴォゼル家は、商業の成功を背景に市参事会員から国王官職への社会的上昇を遂げるブルジョワとは異なる経歴を辿る。マチュー・ドゥ・ヴォゼル Matthieu de Vauzelles (1490/95-1562年) は、法学の学位を有し、弁護士としての職務に携わり、フルヴィエール側の名士リストに名を馳せ、1517年には既にフランソワ1世によってリヨンのセネシャル代理に任命されていた⁽⁵¹⁾。市参事会員となったのはその後の1524-25年であり、1535年には市参事が運営する大施物会の総長も引き受けている。彼は同時に教会の所領に関する判事であり、ドンブ高等法院の主席弁護士 *avocat général* まで昇進し、リヨン市参事が関わった訴訟に多く介入して、都市の裁判・司法の顧問および仲介者としての役割を果たした⁽⁵²⁾。その貢献は、大施物会が浮浪者、貧民、孤児に対する裁判権を国王に要求して獲得した事実や、1543-46年の畜肉税をめぐる肉屋と市参事が紛争解決への尽力に見られる。

このように都市権力と王権は、都市社会の中で明瞭に二項対立に分けられるものではなく、制度的にも人的にも絡み合った形で存在し、そのことがむしろ都市の発展を助長していた。それでは実際に、都市エリートは行政を司るに際してどのような問題に直面していたのであろうか。次章では、都市を搖るがすこととなった王権との関係の変化とその影響について考察することにしたい。

第2章 財政問題とその影響

第1節 都市の財源

16世紀の都市・王権関係の重要な特徴は、都市に対する王権の財政援助要求の著しい増加である。リヨンの商業的発展は王権の債務解消の拠り所と見なされ、とりわけハプスブルク家との戦争が激化する1536年以降、フランソワ1世はリヨンに軍事費負担を強制していく。Ph.アモンの研究によれば、国王のリヨンからの借入金は、1515年の6,000リーヴルから1544年の86,000リーヴルへと30年間で14倍に増えているのである⁽⁵³⁾。その上、リヨンを含む227の「良き都市」は、1543年以降毎年軍人俸給費 *solde des gens de pied* を課せられるようになった。S.シャルレティに代表される古典的研究では、ルイ14世親政期、コルベールによる一連の財政改革の中でリヨン都市財政への「搾取」が強調されてきた⁽⁵⁴⁾。それ以後も、財政領域における王権の介入は、常に宰相リシュリュー（宰相就任は1624-42年）、あるいは早くてもアンリ4世か財務卿シュリー（財務卿就任は1598-1611年）の手腕によるものとされることが多い。しかしながら、商人寡頭体制であった16世紀前半において、都市財政は既に困難な局面を迎えていた。直接税を基盤とする財政政策は既に限界に達していたため、効率的な収入増加を目指し新しい間接税が次々と認可される。このような財政負担の増大は、王権の都市への依存度の高さを表すと同時に、都市がどのような対応を迫られていくのかという点での検討の必要性を促すであろう。またこの徵収に関して、地方社会内部ではいかなる問題が生じたのであろうか。

都市の主な財源は、都市タイユ«deniers mis sus»、家屋の賃貸借、定額地租 cens、その他世襲財産に対する課税を含めた直接税⁽⁵⁵⁾と、都市に出入りする物

品にかけられる「国王の認可による税」dons et octroisつまり関税・間接税で構成されている。フランソワ1世治世期、リヨンではローヌ橋通行税、ぶどう酒10分の1税、大市の開催期間以外に販売される日用品の中の5品目（ぶどう酒、塩、小麦、毛織物 camelot、香辛料）に課せられる入市税、という3種の間接税が設定されていた⁽⁵⁶⁾。これら日用品にかかる税は次第に物価の上昇を引き起こし、都市民の憎悪の対象となっていく。この間接税問題は、17世紀においては都市型民衆蜂起の最大の要因とされており、アモンは都市財政の悪化と都市民の負担増加が16世紀都市の社会経済的危機を引き起こしたとしたが、そもそもこの負担増加に拍車をかけたのこそ王権の財政援助要求であった。

1542年にカール5世に対する戦争が再開されたのを理由として、国王はリヨンに対し、大市開催権を担保に66,000リーヴルの軍人俸給費と100,000リーヴル相当の市壁増築を要求した⁽⁵⁷⁾。これを契機として、2つの新税、都市に入る商品に課税される1リーヴル（重量）につき6ドゥニエの入市税と、市壁内に入るすべての肉に課税する畜肉税«pied-fourché»⁽⁵⁸⁾の徵税権が市参事会に認められた。国王の軍事費負担要求に対応するために、市参事会は向こう3年間畜肉税の請負契約を結ぶことを決議したのである。この3年間で畜肉税は60,000リーヴル以上の借金返済を可能にしたが、暴動はその後も税が廃止されなかつたことで生じた⁽⁵⁹⁾。この畜肉税導入をめぐる都市エリート層の見解と対応を手がかりに、地域政治のあり方と都市共同体の分裂について検討することを、以下、本章の課題とする。

第2節 畜肉税をめぐる紛争

肉はぶどう酒と同様、給料の10%を占めた生活必需品であり、16世紀のリヨンには約70軒の肉屋と15-20の臓物商がいたとされる⁽⁶⁰⁾。サン・ジャン大司教座聖堂参事会に後押しされた肉屋の暴動が生じたのは、再び畜肉税の請負が決定した1546年である。4月6日付の市参事会審議録によると、ギヨーム・ダゴノー Guillaume Dagonneau という人物が23,600リーヴルで畜肉税請負人となっている⁽⁶¹⁾。これを受けて中小の肉屋を中心に、「3年間で60,000リーヴル以上と

なった上述の畜肉税が徵収され続けることに対して騒乱を伴った抵抗」が生じた。彼らの要求は、「公益に損害を与え、悲嘆に暮れ、破産させられる人々にとって有害な上述の税の廃止」であった⁽⁶²⁾。これに対して国王総代官ジャン・デュ・ペイラ Jean du Peyrat は、畜肉税を直ちに廃止することはできないこと、なぜなら囲壁を供えた都市すべてに課せられた国王に支払うべき軍人俸給費のために80,000リーヴルの借金があるため、と弁明している。暴動は12日間続いた。この間、市参事会は「畜肉税徵税請負人であるダゴノーに、上述の（畜肉）税について、肉屋が税を払った後で肉を搬入しているかを確認するよう命ずる」としたのであるが、当の請負人ダゴノーは市参事会に次のように状況を説明したことが審議録に残っている。「肉屋という肉屋が叛乱を起こし、肉を都市に入らせまいとしている。しかも上述の税を払おうとしないので、請け負ってからこれまでかろうじて400リーヴルしか受け取っていない。それに肉屋が私を殺そうと威嚇していて、常に危険にさらされている状態であるため、税を徵収せずに肉を都市に入れざるを得ないのである。国王総代官も仕方がないので日々肉屋に肉を搬入させることを承諾している有様なのだ」⁽⁶³⁾。

暴動後、弁護士のアンブロワーズ・トーマス Ambroise Thomas は、肉屋とともに1546年5月1日付で国王総代官宛に、畜肉税の継続か廃止かを決定する住民総会の開催を求める請願書を出している⁽⁶⁴⁾。しかしながら1週間後に招集されたのは名士会議であり、手工業者がこの問題の討議に加わることは認められなかった⁽⁶⁵⁾。この名士会議において特に注目を引いたのは、国王役人である大市裁判所役人ニコラ・ドゥ・シャポネ Nicolas de Chaponays も収税官クロード・ロランサン Claude Laurencin も、真っ先に畜肉税廃止の意向を表明したことであろう⁽⁶⁶⁾。シャポネの主張点は、これが大市の自由特権に反するところにあった。その上で、肉屋に対しては国王の要求に抵抗し住民を扇動した罪を問う。実際、在地国王役人は多くが畜肉税廃止に賛同している。国王総代官より下のランクの役人では、国王の要求額を準備するためという目的税の意識より、自らの利権や都市の安寧の方を重要視していたと思われる所以である。続けてエリュのフランソワ・プリマ Francois Primas の意見を見てみよう。彼は畜肉税

を廃止して、その分をぶどう酒税で補うよう提案し、さらに都市タイユ担税表の不備を指摘した上で、免税特権取得者が多すぎるゆえ、税負担が貧困者の肩に圧し掛かっていると糾弾した。この意見を境に、都市が抱えていた問題の核心に迫っていく。旧市参事会員のジャン・ガルボ Jean Garbot は、畜肉税を廃止したとしてもいかにして資金を集めかが問題なのであって、そのためにはこれまで免税対象者であった聖職者、外国人商人、国王役人にも課税すべしとした⁽⁶⁷⁾。このように畜肉税を廃止して新しい人頭税の設定を求める意見もあり、畜肉税問題の争点は、畜肉税それ自体ではなく、都市タイユを含めた免税特権の有無、すなわち租税体系の不平等に関する対立・論争へと発展したのである。

さらにこの名士会議では、畜肉税により食肉の値段が以前の 4 分の 1 増になっていること、都市に住む貧民や病人はもはや肉を買うことができなくなっていること、中小の肉屋が閉鎖に追い込まれている事態が明るみに出され、国王の軍事費負担額の引き下げを求めて地方総督サン・タンドレ元帥に請願書を提出することが決議された⁽⁶⁸⁾。しかしながら翌47年も、都市の負債総額が 107,000 リーヴルに達しているにもかかわらず、例年に比べ遙かに減額されたと思われるものの新たな軍人俸給費 16,500 リーヴルが課されており⁽⁶⁹⁾、都市財政の窮状を訴える市参事会の嘆願書は以後毎年のように作成される。1548 年にはアンリ 2 世のリヨン来訪を祝う盛大な入市式が行われたが、その際手工業者の行列において、肉屋が先頭に立ち、頭の先から足の先まで深紅色を基調とする人目につく衣装で行進したことは⁽⁷⁰⁾、このような肉屋の苦しい営業事情と税制に対する反発心を如実に表していたと捉えられるのではなかろうか。

第 3 節 紛争解決の方法

1546 年 5 月末、暴動を起こした肉屋に対する処罰は市参事会一致で可決され、関係者はロアンヌ Roanne の刑務所に投獄された。リヨン市参事会は裁判権を持たなかったが、都市の治安に関わる問題に関しては、市参事会で裁判役人も交えて事前に審議することができた。その上この会議で畜肉税の廃止が決定し、

従来通り自由に肉を都市に搬入することが決められている⁽⁷¹⁾。しかし最も驚くべきことは、紛争以降、市参事会は納税を訴える一方で、騒動の拡大を阻止するため、市壁内の肉屋が牛肉と羊肉を販売できるよう400エキュー相当の家畜を独自に購入し、肉屋に供給していたことが明かされていることである⁽⁷²⁾。

1543年から1547年までの間に市参事会が王権に供与した貨幣総額は220,500リーヴルに達し、なおも未払い分として約140,000リーヴルを翌48年に残している⁽⁷³⁾。アンリ2世の治世初期には、市参事会にぶどう酒1ミュイ muid (約270リットル) につき5スーの課税権が譲渡されるが、この譲渡と引き換えに、市参事会は国王がドイツ人金融業者ミンクヴェル Minquel とオブレヒト Obrecht から借り入れた200,000リーヴルの利子を、肩代わりして支払わなければならなくなつた⁽⁷⁴⁾。要求額に応じることのできない市参事会に対し、セネシャル代理兼国王総代官デュ・ペイラは、必要な資金を外国人商人に彼らの「個々人の名前で」借りることを強制し、さもなくば市参事会員の拘禁を命ずる発言を行う⁽⁷⁵⁾。これは威嚇に終わらず、1549年3月に全市参事会員と多数の名望家たちが実際に拘禁されたのである⁽⁷⁶⁾。同年、都市は再び畜肉税徵税権を獲得したものの、徵税は行われなかつた⁽⁷⁷⁾。総代官はその理由として、畜肉税を設定するにはあまりに肉の値段が高いこと、そしてそれは将来民衆叛乱 mutination populaire を起こし得る危険性があるからとしている⁽⁷⁸⁾。総代官は、税の廃止を認めて国王が要求する援助金に対しては応えねばならぬとし、市参事会員を拘禁することも厭わない強硬な手段に出ている。むしろ市参事会員が個人でその額を用意してくることを当然の義務と見なす対応なのである。

この1549年、国王はリヨンに軍人俸給費として72,500リーヴルを新たに要求した⁽⁷⁹⁾。市参事会は、これまで通り外国人金融業者に借り入れを要請することを決議する。しかしながらこの時、金融業者たちは受諾の条件として入市税を廃止することを提示した⁽⁸⁰⁾。市参事会はこの入市税徵税分から上納分を差し引いて得た収入を都市の負債の返済に充てていたため⁽⁸¹⁾、この条件を安易に受け入れることはできず、まさに板ばさみの状態に陥る。結局のところ、金融業者が低利率で短期の貸付を行う大市と大市の間を選んで20,000エキューを借り入れ

し、残り半額は市参事会員自身が弁済したのである⁽⁸²⁾。この方法は、当時実際に頻繁に行われた窮余の策であった。都市タイユや間接税だけで国王の要求と都市の公共事業に対応するのはもはや不可能であった。そこで、市参事会員にはこのような私財を投入する借金肩代わりの仕事が求められたのである。

ところで、リヨンの主要な収入源 1 リーヴル 6 ドゥニエの入市税は、1552年以降、大市の開催期間中も食糧品以外の全商品にかけられるようになり、1564年までは都市によって徴収された。しかしこの後、「国王の手の下に」つまりフィレンツェの金融業者アヤチエート *Adjaceto* に請負に出されたのである⁽⁸³⁾。このように、王権は多額の前払いを可能とする徴税請負人 *farmiers* に大きく依存していくようになる。1584年には最も規模の大きな 5 つの請負契約を一括して行うことが決定され、①リヨンの関税、②ノルマンディー、ピカルディー、シャンパニュ、ブルゴーニュなどの諸州からの輸出税、③主な商品と香辛料の輸入税、④さらに毛織物売買に対する 1 リーヴルにつき 1 スー、⑤ぶどう酒 1 ミュイにつき 5 スーの消費税、以上 5 つが 1 つの契約にまとめられ、「5 大請負一括契約」 *cinq grosses fermes* となり、17世紀フランスの租税・関税体系の基礎となるのである⁽⁸⁴⁾。こうして王権は「良き都市」との共存関係から、財源としての徴税請負人団体への依存へと関係を変化させていくことになった。

このように1540年代後半以降の市参事会審議録を見ていくと、国王の軍事費負担要求に関する討議が圧倒的多数を占めており、この時期の都市の第 1 の懸念事項であったことがわかる。市参事会員への就任は彼らに名誉をもたらしたが、それは終わりのない国王財政への奉仕を意味した。1551年 5 月の段階で、都市の負債は 210,366 リーヴル 13 スー 4 ドゥニエに達しており⁽⁸⁵⁾、宗教戦争からリーグに至る 20 年の間に、内乱による荒廃、大市の衰退、経済危機、そして王権の要求によって、都市の財政運営は悪化の一途を辿った。また、市参事が公金の管理を自らの手腕では十分に行い得ない事態に陥っていたことも確かである。王権の資金要求は止まるところを知らず、市参事会は場当たり的な方法でそれに従わざるを得ず、またそれは都市社会内の不平等をも際立たせる結果となったのである。このような都市の政治的・社会的状況は、エリート層に

どのような変化を生じさせたのであろうか。

第3章 ローカル・エリートの変容

第1節 宗教戦争の開始と市政の変動

16世紀中葉にはプロテスタントの台頭によって、都市内の宗教的一体性に亀裂が生じ、市参事会は新教派門閥と旧教派門閥とが混在するそれ自体不安定な団体となっていた。主要な改革派門閥は、ラ・ポルト La Porte、セヌトン Seneton、ガビアーノ Gabiano、レニヨー Regnaud、セーヴ Scève、パンス Panse、ペラン Perrin など、パリに次ぐ出版中心地であったリヨンの書籍商である。両宗派の対立が表面化したのは、膨張の一途にあった市参事会員の負担金拒否をめぐってであった。新教派の大書籍商ユーグ・ドゥ・ラ・ポルト Hugues de la Porte は、1549年12月21日の選挙で6度目の市参事会員選出を果たした古参である。しかしながらこの時、ラ・ポルトは一旦選出されれば拒否できないはずのこの職の就任を固辞する。さらに他のプロテスタント市参事会員ピ埃尔・セーヴ Pierre Scève らは、かつての市参事会員によって締結された借り入れの保証人になることやその利子を支払うことを拒絶した⁽⁸⁶⁾。これは市参事会内の不和を露呈した最初の事件となる。翌1550年に、地方総督ジャック・ダルボン Jacque d'Albon がリヨンで入市式を行っているが、新教派の中でも比較的穏健派であるロランサン、ガビアーノ、セヌトンは式に参与したものの、ラ・ポルトとその関係者は不参加を表明した⁽⁸⁷⁾。それはこの頃厳密化した王権による書物の検閲制度に対する反発も重なり⁽⁸⁸⁾、リヨン上層部の一角を占めた書籍商は次第に公職から離反していき、最終的にレニヨ一家とセーヴ家を除いては2度と市政に復帰することはなかった。

1560年代に入ると、新旧両派の対立は一層際立つ。ついに第1次宗教戦争の余波を受け、1562年、フランソワ・ドゥ・ボーモン François de Baumont に率いられた新教派が市政を占拠する。1年後に都市が解放された後も両派の対立は絶えず、その結果、1564年にシャルル9世は自ら市参事会員を指名する措置を取ったのである。新旧両派の市政役人によって作成された2つのリストが国

王総代官に渡され、国王はその中から4名のプロテスタント代表と8名のカトリック代表を選任した⁽⁸⁹⁾。同じ頃、パリでは王権が予め望ましい者の名前を都市に伝え、選挙集会がその公認候補を選出するという、リヨンとは逆のパターンが採られていた⁽⁹⁰⁾。しかしいずれにせよ被選出人を見てみると、収入役フランソワ・クザンを除く全員が既に市参事会員経験者であったことから、この国王の措置は都市の革新的な改革を行うものではなく、秩序の安定を目指して両派に職務を分配したにすぎないと言える。この例外的な選任方法は以後2年間続いたが、このことは1560年代の王権には市参事会制度そのものを抜本的に変える意思はなかった、あるいはその力を持ち得なかったことを表している。

それでも1562年に始まった政治的宗派的分裂は、都市上層部の社会状況に影響を及した。プロテスタントの市政占拠に加担した富裕なプロテスタント・ブルジョワは、追放や投獄、財産没収といった懲罰を受け、さらに都市防備への強制的な資金供与が敢行された。648家族がその対象となり、最高2,000リーヴル、最低でも50リーヴルという高額が課せられた。建築職人の年収が約1,000リーヴルであった点と比較しても、厳しい制裁である⁽⁹¹⁾。その結果、1568-69年には多くの改宗が行われ、市参事会もカトリックで占められるようになった。こうして、近郊のモンリュエル Montluel やタラール Tarare、ブレス Bresse、書籍商の多くはジュネーヴやパリ、ラ・ロシェルを目指し、リヨンを離れる新教派商人は後を絶たなかった⁽⁹²⁾。プロテスタントの離散は、リヨンの租税収入という点でも深刻な打撃となる⁽⁹³⁾。その後、リヨンで出生したか、1560年以前に居を構えていたプロテスタントは帰還が認められるのであるが、こうした王権の施策に対し、今度はカトリック派上層部が不満を募らせていくこととなる。

この情勢の中で、後退していく家系と上昇する家系があり、周辺地域の最高諸法院官僚も含む官職保有者や法学の専門的知識を有する弁護士といった、国王役人のリヨン市参事会への参与が、明らかに目立つようになってくる。1560-70年代の市参事会には既に、平均4名（全体の約3分の1）の国王役人が名を連ねていたのである。

第2節 市参事会員就任者層の変化

ガスコンは16世紀前半のリヨンにおける商業活動の重要性を説き、同時にこの都市の政治的・社会的エリートが商人であったことも証明した。表4は1520-79年における市参事会の商人と国王役人の割合であるが、この期間、両者の比率にはそれほど大きな変化は見られない。そこでそれ以降の推移に着目してみた。表5は、1571年から1610年のリヨン市参事会員就任者延べ人数371名の職業分布である。変化を明瞭にするために、この約40年間を5年ごとに細分化している。1571-75年では商人の占める割合は56.9%、他方国王役人は25%、76-80年には国王役人が35%まで上昇するが、80年代から90年代初頭のリーグ期には商人・ブルジョワが再び盛り返している。彼らの顔ぶれを見ると、それ以前の市参事会に関わっていた家系とは明らかに異なっていた。これは、旧教同盟が「第2のブルジョワジー」《bourgeoisie seconde》、すなわち官職価格の高騰や経済危機の煽りを受けて国王官職を買うことができず、社会的上昇の道が閉ざされてしまった中間階層によって牽引されたことを、ブルゴーニュ地方を事例に主張したH.ドゥルオの説と類似した状況である⁽⁹⁴⁾。

ところが、これまでの12名体制から、1名の市長 *prévôt des marchands* と4名の市参事会員へリヨン市参事会の縮小・改編を命じた1595年のショニ王令 *Édit de Chauny* 以降は、過半数が国王役人によって占められるという大きな変化が見られた。1571-1610年における国王役人の職務の内訳を整理した表6より、リヨンでは地方財務局やエレクシオンの財務職との兼職が多かったことが判明している。また、16世紀末において他の市政役人と市参事会員との兼職は稀で、このことは市参事会員という地位が、他の市政役人とは別のカテゴリーに属する人間集団、つまりそれよりもさらに上層の集団によって占められていたことを示唆している。続いて表7は、118名の市参事会員の父親について調査した結果である。これによって、父親より社会的上昇を遂げた市参事会員が全体の約53%、父親と同等の者を含めると全体の99%に上り、一世代前より社会的地位の上昇が見られた者たちによって市参事会が運営されていた事実が明らかになった。

表4：1520-79年におけるリヨン市参事会員のうち、商人と国王役人が占める人数

期間	商人・ブルジョワ	国王役人・医師・弁護士
1520-39	90	30
1540-59	107	25
1560-79	104	27

GASCON, *Grand commerce et vie urbaine, op. cit.*, t. 1, p. 412.

表5：1571-1610年におけるリヨン市参事会員職就任者の職業分布

期間	商人・ ブルジョワ	国王役人	市政役人	自由業（医師 ・弁護士等）	その他	不明	全体数
1571-75	41 56.9%	18 25%	6 8.3%	3 4.2%	2 2.8%	2 2.8%	72 100%
1576-80	31 51.7%	21 35%	3 5%	0 0%	5 8.3%	0 0%	60 100%
1581-85	33 55%	14 23.3%	4 6.7%	2 3.3%	3 5%	4 6.7%	60 100%
1586-90	43 72.9%	11 18.6%	1 1.7%	0 0%	4 6.8%	0 0%	59 100%
1591-94	36 80%	4 8.9%	1 2.2%	1 2.2%	3 6.7%	0 0%	45 100%
1596-1610	19 25%	46 61.3%	5 6.7%	5 6.7%	0 0%	0 0%	75 99.7%

※1 各割合は小数第2位四捨五入。

※2 延べ人数で計上している。

※3 5年毎に区切って市参事会員の職業分類を調査したが、1596-1610年（アンリ4世の治世）に関しては、1595年のショニの王令によって市長1名と市参事会員数が4名に人数が削減されたため、王令適用以前の94年でいったん区切り、その後はある一定の人数を集めることによって実態をより明らかにするために、ルイ13世の即位までの期間を取って検討している。

A. M. L., BB 89-147, 370-371.

VALOUS, V. de, *Les origines des familles consulaires de la ville de Lyon depuis l'établissement de la commune jusqu'en 1790*, Lyon, 1863.

表6：1571-1610年のリヨン市参事会における国王役人の役職別内訳（延べ人数114名）

リヨネ地方の地方財務局やエレクションの収税官、エリュ等の財務官職	：71名=62.3%
リヨネ地方のセネシャル裁判所や上座裁判所の評定官、弁護士等の司法官職	：31名=27.2%
周辺地域の国王行政機構に属する役人 (ドンブ高等法院、ドフィネ総徴税管区、ドフィネ河川森林局等の評定官や弁護士)	：12名=10.5%

表7：市参事会員の社会的出自——1571-1610年の市参事会員を対象とした調査——

	市参事会員である息子の経歴						父親の人数
	1	2	3	4	5		
父親の経歴	1	0	0	0	0	0	0
	2	⑧(100%)	25(36%)	0	0	0	33 (28%)
	3	0	②1(30%)	4 (33%)	1 (4 %)	0	26 (22%)
	4	0	②4(34%)	⑧(67%)	26(93%)	0	58 (49%)
	5	0	0	0	①(4%)	0	1 (1%)
息子（市参事会員）の人数		8(7%)	70(59%)	12(10%)	28(24%)	0	118(100%)

※1 ○印は父親よりも社会的上昇を遂げている息子の人数

※2 () 内パーセンテージは小数第1位を四捨五入

※3 6名の市参事会員は不明

1：法服貴族、最高諸法院評定官等

2：上座裁判所や地方財務局の官職保有者

4：商人・ブルジョワ

3：官職保有者でない都市貴族や法曹

5：手工業者

A. M. L., BB 370, 375, 376 ; A. D. R., 106 J, Fonds Frécon, dossiers rouges.

以上、分類方法や表の作り方は DESCIMON, R., «L'échevinage parisien sous Henri IV (1594-1609). Autonomie urbaine, conflits politiques et exclusives sociales», *La ville, la bourgeoisie et la genèse de l'État moderne*, Paris, 1988, pp. 141-143.を参考にした。

表8：1595-1666年の市参事会員家系のうち15世紀以降継続して市参事会員を輩出している家

家名	最初に市参事会に入った年	家名	最初に市参事会に入った年	家名	最初に市参事会に入った年	家名	最初に市参事会に入った年
Austrein	1576	Camus	1523	Jacquet	1578	Pures	1588
Baillon	1550	Chaponay	1402	Lemaitre	1413	Raverie	1557
Benoit	1551	Chappuis	1419	Loubat	1568	Regnauld	1519
Bonnet	1423	Colhabaud	1593	Montconys	1497	Scarron	1546
Bourg	1500	Grimod	1569	Murard	1574	Scève	1504
Bourges	1495	Grollier	1496	Neyret	1593	Thierry	1587
Broquin	1534	Henry	1500	Poculot	1454	Villars	1435

■は16世紀前半以前のもの

B. M. L., Fonds Coste Ms 724 : noms et surnoms de ceux qui ont été consuls, conseillers et échevins et après prévôts des marchands et échevins de la ville de Lyon depuis l'an 1400 jusqu'à présent (1666) : 48 ff.

それでは家系についてはどのような変化が見られるであろうか。表8は、17世紀前半の市参事会員家系のうち、15世紀以来市参事会員を輩出した家系を列挙し、さらにその家系の人間が初めて市参事会員に就任した年を記載したものである⁽⁹⁵⁾。市参事会が縮小・改編された1595年から市参事会就任者一覧の最後の年である1666年まで、市参事会員総数は112名（市長は除く）、このうち16世紀に市参事会員を輩出している家はこの表に列挙している通り28、さらに1550年以前から市参事会員を輩出していた家は16であった。つまり全体の25%、4人に1人が16世紀から市参事会と繋がりのある家柄の者であり、そのうちの約57%の家系が16世紀前半から市参事会に参入していたのである。このことはまず、全体の4分の3を占める家系がショニ王令以後新たに市参事会に参入したという、16世紀の市参事会との断絶を示していることが言える。この背景には、1560年代に多くの金融業者や書籍商がパリに移ったことなど、都市の社会構成の変化が挙げられるであろう。1550、60年代に参入した家のうち17世紀まで市参事会員を出し続けることのできた家はわずかに4家にすぎず、この時期に新規に市参事会に参入した家は多くが比較的短期の関わりでしかなかったと言える。

4分の1に相当する16世紀から継続した家系のうち、3分の2は大市の発展の時期に参入した家系であった。たとえば1519年から継続的に市参事会員を輩出したレニョー家は、元来小間物商 *mercier* の家系であったが財務関係の官職を購入しており、父クロード Claude は塩税監視官 *visiteur des gabelles*、息子クロード Claude (父親と同名) はエリュの官職を保有していた⁽⁹⁶⁾。またシャボネ家は市参事会員と同時に、大市裁判所役人や財務官、王妃付きの建築物顧問官兼監督官 *conseiller et contrôleur général des bâtiments* 等を輩出しており、その上1633年にはこの家のアンベル Humbert という人物がリヨネ地方の地方長官に着任している⁽⁹⁷⁾。したがってこれらの家系の共通点として、財を築いた後、国王官職の購入を志向し、それが実現できた家だけが市参事会に残り続けたという結果を導き出すことができる。

王権は1547年に総徵税管区を16に増やし、1552年には60の上座裁判所を設置、

約500の官職を新設している。フランソワ1世からアンリ2世への治世交代期、王権がこの官職売買によって得た収入は90万リーヴルに相当するとされるが、アンリ3世の即位期にこの額は125万リーヴルへと跳ね上がっていた⁽⁹⁸⁾。市参事会員であると同時に自らの家産として官職を購入した国王役人たちは、「族内婚」によって単なるブルジョワとの溝をますます深めていった。たとえば、ニコラ・ドゥ・シャポネの息子ジャンJeanは、父親から大市管理裁判役人の官職を譲り受けたのちフランス財務官*trésorier de France*に昇進し、娘カトリーヌCatherineをセネシャル裁判所の刑事裁判役人ジャック・トゥルヴェオンJacques Tourvéonに嫁がせた⁽⁹⁹⁾。セネシャル代理兼国王総代官でありながら市参事会員を勤めたデュ・ペイラは、財務官であると同時に市参事会員のクロード・ロランサンClaude Laurencinの娘クロディンヌClaudineと結婚し、総徵税管区財務官アントワーヌ・カミュAntoine Camusは、リヨン筆頭の毛織物商人でありエリュとなったアントワーヌ・ドゥ・ヴィノルAntoine de Vinolsの娘と婚姻関係を結んだ⁽¹⁰⁰⁾。将来のセネシャル代理であるニコラ・ドゥ・ランジュNicolas de Langesも、このヴィノルの娘と結婚している。J.ゲローは年代記の中でこの結婚が世間の轟轟を買ったと記しているが、というのもこれが実の従兄弟同士の結婚であったからであり、このような例は他にも多く見られた⁽¹⁰¹⁾。

ところで市参事会審議録からは、多くの場合、国王役人が市参事会を主宰する主席市参事会員と言える座を占めていたことが判明する。制度的にリヨンには1595年まで市長というポストは設置されておらず、また筆頭《premier》などの称号で他と区別されている訳ではないが、審議録の冒頭において、「この会議は市参事会員 N.N.の主宰によって開かれた」あるいは「市参事会員 N.N.の家にて招集された」等の文言によって示されたり、またただ単に出席者が列挙されている部分で、継続的に最初に名前が挙げられる人物の存在は、おそらく12名の中でも中心的役割を果たしていたと判断してよいと思われる。それらの人物を列挙したのが表9であるが、これによって、王権が再三に渡り、国王役人が市政役人職を兼任することを禁ずる布告を発していた⁽¹⁰²⁾にもかかわらず、主

表9：主席市参事会員一覧

就任年	氏名	職
1571-72年	Jérôme Chastillon	セネシャル裁判所弁護士
1573-74年	Nicolas de Lange	セネシャル代理
1575-76年	Georges Grolier	セネシャル裁判所評定官
1577-78年	Jérôme Chastillon	セネシャル裁判所弁護士
1579-80年	François Villars	セネシャル裁判所個別代理
1581-82年	Antoine de Masso	セネシャル裁判所およびドンブ高等法院評定官 大市管理裁判所役人代理
1583-84年	Claude de Rubys	上座裁判所およびドンブ高等法院評定官

A. M. L., BB 89-113.

にセネシャル裁判所の司法官が市参事会を主宰していた事実が見えてくるのである。

これら国王役人は決して「よそ者」ではなく、経済危機を背景にその財を積極的に土地や官職に投入した大商人であり、官職の保有が名士である条件と密接に結びつくようになった結果である。しかし、これは王権が都市を掌握したと判断すべき事象ではない。というのも、国王が都市に援助金などの要請を行う際には、決して在地の国王役人を介すことはせず、交渉を託した委任官僚 *commissaires* を都市に個別に派遣していた。それは、王権が在地国王役人を決して過信してはいなかった証である。これら在地の国王役人が「国王の代理人か、地方の利益の代弁者か」という問題は、出自や経歴から職務の実態までを分析する新しい研究の必要性を要請するであろう。

おわりに

本稿では、16世紀フランスの地方都市エリートを分析するために、リヨンの都市参事会構成員に焦点を絞り、彼らの社会的背景も含めて検討を加えてきた。その結論は次の通りである。当該時期のリヨンでは、大市の発展とともに人口が増大し好況を迎えたが、8度にわたって続いた宗教戦争は政情不安を促進し、都市防衛上の出費や物価高、入市税のために生活費は不斷の上昇を見た。1570

年代以降リヨン大市の衰退は著しく、16世紀中葉のリヨンには11のフィレンツェ金融業者が開業していたが、1592年にはカッポーニ Capponi の銀行のみとなり、手工業者数も減少した⁽¹⁰³⁾。他方、王権は都市特権を担保として財政援助を強制するなど、都市への圧力を強めつつあった。そこで、市参事会は王権に認可された新税で歳入の梃入れを図るもの、畜肉税導入をめぐり「良き都市」内部で抱えていた軋轢を露呈する。市参事会員は「公共善」のために個人で都市の負債を場当たり的に自弁し、かつ前の市参事会員により締結された負債にも責任を負わねばならなかつた。こうした都市エリートの対処の仕方は、16世紀の政治秩序が、制度としてではなく個人で問題を解決していくシステムであったことを物語っている。

リーグ崩壊後のリヨンには635,515エキュ58スー5ドゥニエの債務が残され、リヨンを上回る負債を抱えた都市はパリとマルセイユだけであったというが⁽¹⁰⁴⁾、17世紀にこれをどのように立て直していったのか、その点は今後明らかにされねばならない。このように国庫の赤字は都市に転嫁され、都市が主張してきた特権を購うための高価な代償は、最終的には都市民の負担となつた。国王の財政要求は「良き都市」の自律的秩序を崩壊させ、こうした政治力学の変化が及ぼした影響の先に、これまで「良き都市」を統括してきた市参事会員家系の隆替がある。市参事会員は当初、他の市政役人との兼職が見られるなどあくまでも市当局を構成する地位の1つであったが、官職保有者が多勢を占めるようになり、他の市政役人とは就任者層の点で明らかに一線を画し、市当局は内部から分極化した。たとえ官職保有者が必ずしも王権の手先として働くなかつたとしても、この事態はやはり都市の「自治」の意味を大きく変えていくことになったであろう。つまり市参事会員就任者には、まず周辺地域も含む官職への志向があり、その上官職を購入する資産を有し、都市で同等の名望家と互いに婚姻関係を結び人脈を形成しているということが、有力な条件として付随したのである。こうして、かつて商人の都市であったリヨンは、急速に行政的機能を強めていくのであった。

稿を閉じるにあたって、再三にわたる国王の財政援助要求に対し、都市エリー

トがリーグ期を除いては大きな反発を示すことなく応じていたことが、いったい何故であったのかという問いは、やはり残されているように思われる。それによって彼らが得た見返りとはどのようなものであったのか。官職を購入すること、市参事会員に選ばれること、そして負債を自弁することも厭わず王権の要求額に応えていくこと、こうしたエリート層の伸張については、本稿の射程を超えて、名誉、威信、社会的地位といった社会における価値基準の変容という、社会的文化的観念の変化全体の中で再考されねばならないであろう。さらに、商家系を出自としながらも、法学の専門知識を得た国王役人や弁護士が、都市内部で新しいエリート集団を形成し、都市行政を担うと同時に国家機構にも参与するようになったが、彼らが受けたテクノクラートとしての教育内容と政治的実務の間にはどのような関連性が見えてくるであろうか。今後これらの点を突き詰めていくことは、政治権力の社会史と言える領域を切り開いていくこととなろう。

註

- (1) SAUPIN, G., «Les corps de ville dans la France moderne. Tendances historiographiques récentes», *Bulletin de la Société d'Histoire Moderne et Contemporaine* (B. S. H. M. C.と略記), n^os 3-4, 2000, pp. 123-135.
- (2) GENET, J.-P. et LOTTES, G.(éd.), *L'État moderne et les élites XIII^e-XVIII^e siècle. Apports et limites de la méthode prosopographique*, Paris, 1996；近代国家生成史論における都市エリート研究の動向を整理、問題提起したものとして、藤井美男「近代国家形成過程における都市エリートの学説史的検討——対象と方法をめぐって——」、『経済学研究』第66巻第5・6号、2000年、43-65頁。
- (3) 都市エリートの概念には限定的な指標ではなく、「出自、財産、名声によって都市の支配を行う少数の者たち」とする大枠での規定が一般的である。*Les élites urbaines du moyen âge, XXVII^e congrès de la S. H. M. E. S. (Rome, mai 1996)*, Paris, 1997, pp. 7-8.
- (4) DESCIMON, R., «Les assemblées de l'Hôtel de ville de Paris, mi XVI^e-mi XVII^e siècle», *Mémoire de la Fédération des Sociétés Historiques et archéologiques de Paris et Île-de-France*, t. 38, 1987, pp. 39-53；Id., «L'échevinage parisien sous Henri IV (1594-1609). Autonomie urbaine, conflits politiques et exclusives sociales», BULST, N. et GENET, J.-Ph.(éd.), *La ville, la bourgeoisie et la genèse de l'État moderne*

(*XII^e–XVIII^e siècles*), Paris, 1988, pp. 113–150 ; Id., «Le corps de ville et les élections échevinales à Paris aux XVI^e et XVII^e siècles. Codification coutumière et pratiques sociales», *Histoire, économie et société*, 1994, pp. 507–130 ; Id., «La vénalité des offices politiques de la ville de Paris (1500–1681)», *B. S. H. M. C.*, n^{os} 3–4, 1994, pp. 16–27 ; BULST, N., DESCIMON, R. et GUERREAU, A., *L'État ou le Roi. Les fondations de la modernité monarchique en France (XIV^e–XVII^e siècles)*, Paris, 1996. 17・18世紀の都市寡頭制内部の流動性の高さを示した論文として、林田伸一「フランス近世都市における「寡頭支配」について」、『ヨーロッパ文化研究』第22集、2003年、114–139頁。また、高等法院都市ルーアンの錯綜した権力秩序を詳細に検討したものとして、永井敦子「16世紀ルーアンの都市行政に関する一考察」、『北大史学』第41号、2001年、1–22頁。

- (5) GARDEN, M., *Lyon et les Lyonnais au XVIII^e siècle*, Paris, 1970 ; PERROT, J.-C., *Caen au XVIII^e siècle. Genèse d'une ville moderne*, 2 vols., Paris, 1975.
- (6) CHEVALIER, B., *Les bonnes villes de France du XIV^e au XVI^e siècle*, Paris, 1982, pp. 11–17 ; Id., «Histoire urbaine en France : X^e–XV^e siècle», BALARD, M. (dir.), *L'Histoire médiévale en France : Bilan et perspectives*, Paris, 1991, pp. 29–47.
- (7) Id., *Tours, ville royale, 1356–1520. Origine et développement d'une capitale à la fin du Moyen Age*, Paris/Louvain, 1975 ; DESPORTES, P., *Reims et les Rémois aux XIII^e et XIV^e siècles*, Paris, 1979. シュヴァリエに影響を受けた最近の研究では、TEYSSOT, J., *Riom. Capitale et Bonne ville d'Auvergne. 1212–1557*, Nonette, 1999. また近年、リーグからフロンドにかけてのリヨンを舞台にした、王権の伸長と都市政治に着眼した浩瀚な書が出た。LIGNEREUX, Y., *Lyon et le roi. De la «bonne ville» à l'absolutisme municipal (1594–1654)*, Seyssel, 2003.
- (8) CHEVALIER, *Les bonnes villes*, *op. cit.*, p. 101.
- (9) COURBIS, E., *La municipalité lyonnaise sous l'Ancien Régime*, Lyon, 1900 ; CHARLÉTY, S., «La ruine de Lyon sous Louis XIV», *Revue de Paris*, 1902, pp. 620–650 ; GARRISSON, J., *Henri IV*, Paris, 1984, pp. 260–262.
- (10) CHEVALIER, B., «L'État et les bonnes villes en France au temps de leur accord parfait (1450–1550)», BULST et GENET, *La ville, la bourgeoisie et la genèse de l'État moderne*, *op. cit.*, pp. 71–85 ; CASSAN, M., «Villes et cultures aux XVI^e et XVII^e siècles», *Société, culture, vie religieuse aux XVI^e et XVII^e siècles, actes du colloque de 1995*, Bulletin n. 20, Paris, 1995, pp. 27–41.
- (11) CHEVALIER, *Les bonnes villes*, *op. cit.*, pp. 143–149.
- (12) 1525年12月5日から1528年5月15日の間のみ、史料が欠落している。Archives municipales de Lyon(以下A. M. L.と略記), BB 54以降はマイクロフィルム化されている。

- (13) Archives départementales du Rhône(以下 A. D. R.と略記), 106 J, Fonds Frécon, dossiers rouges.
- (14) FÉDOU, R., *Les hommes de loi lyonnais à la fin du Moyen Age*, Paris, 1964, pp. 100- 103.
- (15) Id., «Paradoxes de l'histoire du Lyon médiéval», KERHERVÉ, J. et RIGAUDIÈRE, A.(dir.), *Finances, pouvoirs et mémoire. Hommages à Jean Favier*, Paris, 1999, pp. 208- 219. 公現祭の大市（1月）、復活祭の大市（4月）、聖母マリア昇天の大市（8月）、諸聖人の大市（11月）の4回である。（ ）内は開催月。
- (16) «*En faveur de la chose publique*», *Délibérations consulaires de Lyon, 9 janvier 1533-22 décembre 1534*, DUREAU, J.-M.(dir.), Lyon, 1998, p. 67. この免税特権は1552年まで続いた。
- (17) IACONO, G. et FURONE, S. E., *Les marchands banquiers florentins et l'architecture à Lyon au XVI^e siècle*, Paris, 1999, p. 42.
- (18) A. M. L., BB 59, f. 248.
- (19) VAUZELLES, M. de, *Traicté des péages*, Lyon, 1550, p. 17 ; RUBYS, C. de, *Histoire véritable de la ville de Lyon*, Lyon, 1604, p. 404.
- (20) GASCON, R., *Grand commerce et la vie urbaine au XVI^e siècle. Lyon et ses marchands*, 2 vols., Paris, 1971, t. 1, pp. 341-345, 348. ただしJ.-P.ギュトンが最新の概説の中で、16世紀中葉のリヨンの人口を約5万-5万5千人と算定しており、筆者にはいずれの説に真正性があるのかを検証するだけの準備ができていない。GUTTON, J.-P., *Histoire de Lyon et du Lyonnais*, Paris, 1998, p. 46.
- (21) GAUTHIEZ, B., «La topographie de Lyon au XVI^e siècle», DUREAU, J.-M., GAUTHIEZ, B., MERMET, C. et STAMM, E., *Lyon, les années Rabelais (1532-1548)*, Lyon, 1994, p. 25.
- (22) GASCON, *Grand commerce*, op. cit., t. 1, p. 435.
- (23) CHEVALIER, *Les bonnes villes*, op. cit., p. 113.
- (24) BABELON, J.-P., *Henri IV*, Paris, 1982, p. 778.
- (25) A. M. L., BB 51, f. 70-71. さらに、1日4スーで雇われた大工、石工、人夫に加えて、一般の住民もこの仕事に駆り出された。
- (26) GUIQUE, M.-C. et G., «Jean Perréal, maître des œuvres des fortifications de Lyonnais, Forez, Beaujolais et Dombes», *Bibliothèque historique du Lyonnais : mémoires, notes et documents pour servir à l'histoire de cette ancienne province et des provinces circonvoisines de Forez, Beaujolais, Bresse, Dombes et Bugey*, Lyon, 1886, n° 1, pp. 60-63.
- (27) GASCON, R., «La grande Rebeyne de 1529 et l'année de “la grande cherté”», 1531.

Émeute et famine au XVI^e siècle», *Miroir de l'Histoire*, 1961, p. 95.

- (28) DAVIS, N. Z., *Les cultures du peuple. Rituels, savoirs et résistances au XVI^e siècle*, traduit de BOURGUET, M.-N., Paris, 1979, pp. 40-112 (成瀬駒男・宮下志朗・高橋由美子訳『愚者の王国、異端の都市——近代初期フランスの民衆文化——』平凡社、1987年、37-93頁。).
- (29) GROER, G. de, *Réforme et Contre-Réforme en France : Le collège de Trinité au XVI^e siècle à Lyon*, Paris, 1995, pp. 9-21.
- (30) RUBY'S, C. de, *Les privileges, franchises et immunités octroyées par les roys treschrestiens, aux consuls, eschevins, manans et habitans de la ville de Lyon*, Lyon, 1574, p. 1-11. この王令は1498年6月にルイ12世によって確認され、1514年2月には次のフランソワ1世が1度目の承認を行った後、44年1月に「高等法院とその他の諸法院に読ませ、公開し、登記させるための特別な命令書 mandement spécialとともに」2度目の認可を行い、1547年9月にはアンリ2世によっても再認されている。パリはカペー朝の国王が住んでいた都市として、常に政治的に重要な位置を占めていたが、他の都市が持っていたような王権からの独立性を獲得したことはなかった。例えば、パリは都市特権を保証するこのような勅許状を有していなかったのである。KETTERING, S., «State Control and Municipal Authority in France», McCLAIN, J. L., MERRIMAN, J. M. et UGAWA, K.(dir.), *Edo and Paris. Urban Life and the State in the Early Modern Era*, Ithaca et Londres, 1994 (鵜川馨編訳『江戸とパリ』岩田書院、1995年、林田伸一訳：第3章「フランスにおける国家統制と都市」、117-118頁。).
- (31) RUBY'S, *Les privileges, op. cit.*, p. 32.
- (32) *Ibid.*, p. 50. リヨン市参事会はコンシユラ Consulat であるが、市参事会員については1595年までConseiller échevin、échevin、consulの3つの呼び方が、時期や文書の性格にかかわりなく混在していた。しかしながら正式な呼称はConseillers échevinもしくはéchevinであり、consulは平俗語であると明記されている。このことは、リヨンがエシュヴァン都市とコンシュラ都市の境界に位置したことを想起させる。
- (33) *Ibid.*, p. 103.
- (34) *Ibid.*, p. 111.
- (35) *Ibid.*, p. 93.
- (36) A. M. L., BB 439, pièce non numérotée.
- (37) FÉDOU, *Les hommes de loi, op. cit.*, p. 375.
- (38) GASCON, *Grand commerce, op. cit.*, t. 1, pp. 410-411.
- (39) terriers という言葉自体からは土地所有者、あるいは土地台帳に記載されている者や金利生活者などの意味が想定されるが、実際にはより厳密なリヨン独自の呼称で、市参事会員経験者のうち年長で有力者のことを指した。この定義は1580年に与えられたが、「大昔

からの伝統」によるとのことである。A. M. L., BB 105, f. 206.

- (40) リヨンはソーヌ河を挟み、右岸の「フルヴィエール側」と左岸の「ローヌ側」の2地区に分かれるが、選挙評議会記録を見ると、両地区的街区からほぼ均等に選挙人が選ばれるよう調整されていたと思われる。
- (41) «*En faveur de la chose publique*», *op. cit.*, p. 48.
- (42) VALOUS, V. de, *Les origines des familles consulaires de la ville de Lyon depuis l'établissement de la commune jusqu'en 1790*, Lyon, 1863.
- (43) GASCON, *Grand commerce*, *op. cit.*, t. 1, pp. 370, 411-412.
- (44) たとえば1531年5月8日の名士会議など。A. M. L., BB 50, f. 283-285 v.
- (45) PALLASSE, M., *La Sénéchaussée et Siège Présidial de Lyon pendant les guerres de religion. Essai sur l'évolution de l'Administration Royale en Province au XVI^e siècle*, Lyon, 1943, pp. 47-50.
- (46) «*En faveur de la chose publique*», *op. cit.*, p. 57.
- (47) VIAL, E., *Institutions et coutumes lyonnaises*, Lyon, 1903-1909, p. 200 et sq.
- (48) ESTIER, D., «Les receveurs de la ville de Lyon de 650 à 1790», *Comité pour l'histoire économique et financière. Extrait de Études et Documents VIII*, 1996, p. 42.
- (49) むしろ大きな変化を引き起こしたのは、アンリ4世が1596年9月16日に、収入役の官職を廃止して、委任官僚とすることに決めた開封勅書である。Ibid., pp. 42-43.
- (50) A. D. R., 106 J, Fonds Frécon, dossiers rouges ; GUTTON, J.-P.(dir.), *Les Lyonnais dans l'histoire*, Toulouse, 1985, pp. 293-294 ; «*En faveur de la chose publique*», *op. cit.*, pp. 53-54.
- (51) この職は、著名な人文主義者モーリス・セーヴ Maurice Scève——マチウがモーリスの姉クロード Claude と結婚しているため、前任者の義理の弟ということになるのであるが——によって引き継がれる。
- (52) 彼は穀物を調達できる資産家リストを作成し、強制的に都市に寄附させるべきことを提案した。VAUZELLES, L. de, «Notice sur Matthieu de Vauzelles», *Revue du Lyonnais*, 3^e série, 9, 1870, pp. 504-529.
- (53) 16世紀前半のリヨンに対する国王の借入金の著しい増大 (lb.=トゥール貨リーヴル)
1515年 6,000 lb. / 1523年 20,000 lb. / 1536年 6,000 écus / 1537年 50,000 lb. /
1542年 60,000 lb. / 1544年 86,000 lb.
HAMON, Ph., *L'Argent du roi. Les finances sous François I^{er}*, Paris, 1994, p. 188.
- (54) CHARLÉTY, «La ruine de Lyon sous Louis XIV», art. cit., pp. 620-650.
- (55) シャルル8世の勅許状によれば、理論的には、市参事会員は必要な場合、独自の判断で住民に対し家屋の賃貸借や定額地租で100リーヴルまで課税することができた。RUBYS, *Les priviléges*, *op. cit.*, pp. 5-6.

- (56) GASCON, *Grand commerce*, op. cit., t. 1, p. 419.
- (57) DOUCET, R., *Finances municipales et crédit public à Lyon au XVI^e siècle*, Paris, 1937, réimpr., Genève, 1980, pp. 25-27.
- (58) A. M. L., BB 61, f. 55. 1543年5月に設定された畜肉税の税額は、雄牛 25s.／雌牛 15s.／豚 10s.／羊 5s.／山羊 1s.／家禽の肉 7s. 5d.であった。(s.=スー sou / d.=ドゥニエ denier)
- (59) A. M. L., BB 64, f. 52.
- (60) GASCON, *Grand commerce*, op. cit., t. 2, p. 738.
- (61) A. M. L., BB 64, f. 51.
- (62) A. M. L., BB 64, f. 52.
- (63) A. M. L., BB 64, f. 87.
- (64) A. M. L., BB 64, f. 89.
- (65) A. M. L., BB 64, f. 93. この名士会議には、市参事会員7名、フルヴィエール側の名士28名、ローヌ側の名士34名が出席した。同業組合長は、肉屋に加担して騒ぎを起こす危険性があるとして招集されていない。
- (66) A. M. L., BB 64, f. 93-96.
- (67) A. M. L., BB 64, f. 96-99.
- (68) A. M. L., BB 64, f. 100.
- (69) A. M. L., BB 65, f. 123-123 v.
- (70) PARADIN, G., *Mémoires de l'histoire de Lyon*, Lyon, 1573, p. 322.
- (71) A. M. L., BB 64, f. 135.
- (72) A. M. L., BB 64, f. 133.
- (73) A. M. L., BB 68, f. 221 v.
- (74) DOUCET, *Finances municipales*, op. cit., p. 61.
- (75) A. M. L., BB 68, f. 326 v.-337.
- (76) A. M. L., BB 69, f. 44.
- (77) A. M. L., BB 69, f. 81 v.
- (78) A. M. L., BB 69, f. 85.
- (79) A. M. L., BB 69, f. 112.
- (80) A. M. L., BB 69, f. 114 v.
- (81) A. M. L., BB 69, f. 270.
- (82) A. M. L., BB 70, f. 211. リヨン大市の市と市の間の利率は4%、年利率は16%。
BRÉSARD, M., *Les foires de Lyon aux XV^e et XVI^e siècles*, Paris, 1914, p. 258 sq.
- (83) LIVET, G., *Les guerres de religion*, Paris, 1966, pp. 102-103 (二宮宏之、関根素子共訳『宗教戦争』白水社、1968年、118-119頁).

- (84) DOUCET, *Finances municipales*, *op. cit.*, pp. 98-100.
- (85) A. M. L., BB 72, f. 13.
- (86) A. M. L., BB 70, f. 213.
- (87) A. M. L., BB 70, f. 383.
- (88) 1547年12月11日のフォンテーヌブロー王令で、アンリ2世はジュネーヴやドイツを経由した聖書やそれに類する書物を、パリ大学の検閲なしに出版・販売することを禁じた。CORNETTE, J., *Le Livre et le Glaive. Chronique de la France au XVI^e siècle*, Paris, 1999, p. 259.
- (89) A. M. L., BB 372, syndicats de 1565, 1566 et 1567 ; BAYARD, F., *Vivre à Lyon sous l'Ancien Régime*, Mesnil-sur-l'Estrée, 1997, p. 67.
- (90) 高澤紀恵「近世パリの「危機」と「安定」——パリ史からのコメント——」、イギリス都市・農村共同体研究会編『巨大都市ロンドンの勃興』刀水書房、1999年、158頁。
- (91) A. M. L., BB 85, f. 166. たとえばアンリは1,500、ガパイヨンは800、ガビアーノは2,000、セーヴは1,200、ダリュ兄弟は2,000リーヴルの支払いを強制され、総額175,000リーヴルが徴収された。
- (92) GASCON, *Grand commerce*, *op. cit.*, t. 2, p. 522.
- | | | |
|----------------|----------|----------|
| (93) | 1560-61年 | 1562-63年 |
| ぶどう酒輸入税 | 8,810 | 2,700 |
| 香辛料輸入税 | 650 | 46 |
| キャムレット（毛織物）輸入税 | 670 | 48 |
| ローヌ橋通行税 | 2,200 | 942 |
| 1リーヴル6ドゥニエの入市税 | 55,612 | 11,312 |
- GASCON, *Grand commerce*, *op. cit.*, t. 2, p. 486. (数値はすべてトゥール貨リーヴル)
- (94) DROUOT, H., *Mayenne et la Bourgogne. Étude sur la Ligue, 1587-1596*, 2 vols., Paris, 1937.
- (95) 1569年の市参事会審議録に、戦争とペストの流行により住民の3分の1が失われたとする記録があり (A. M. L., BB 88, f. 102)、家系の継続性を問題にする際には、災害や跡継ぎの不在により消滅した家や、宗教戦争で移住した家を考慮に入れる必要があると思われるが、本稿ではそれを統計的に追及するには至らなかった。
- (96) A. D. L., 106 J, Fonds Frécon, dossiers rouges.
- (97) GUTTON, *Les Lyonnais*, *op. cit.*, pp. 209-210.
- (98) CHEVALIER, *Les bonnes villes*, *op. cit.*, p. 144.
- (99) GUERAUD, *La chronique lyonnaise*, *op. cit.*, pp. 58-59, n° 76.
- (100) GUTTON, *Les Lyonnais*, *op. cit.*, p. 232.
- (101) GUERAUD, *La chronique lyonnaise*, *op. cit.*, p. 90, n° 149.

- (102) NAGLE, J., «Les officiers «moyens» français dans les enquêtes sur les offices (XVI^e- XVIII^e siècles)», CASSIN, M.(éd.), *Les officiers «moyens» à l'époque moderne : pouvoir, culture, identité*, Limoges, 1998, p. 31.
- (103) アンリ 2世の治世下には7,060人の手工業者がいたとされるが、1594年には1,600人程度しか算定できないという。KLEINCLAUSZ, A.(dir.), *Histoire de Lyon*, 3 vols., Lyon, t. 2, 1948, p. 4.
- (104) A. M. L., BB 136, f. 150 ; COLLINS, J. B., «Un problème toujours mal connu : les finances de Henri IV», *Henri IV. Le roi et la reconstruction du royaume*, Pau, 1990, pp. 145-164.